

**浜岡原子力発電所の発電出力の変更について**  
**(5号機タービン圧力プレート設置に伴う発電出力の変更届け出について)**

平成 19 年 3 月 15 日

浜岡原子力発電所の発電出力につきまして、電気事業法第9条第2項の規定(※1)により、本日、経済産業省中部経済産業局長に変更届出書を提出しましたので、お知らせします。

## 1 変更の内容

浜岡原子力発電所の発電出力を、平成19年3月13日より4,997,000kWから4,884,000kWに変更しました。

発電用電気工作物	変更前	変更後
設置の場所	静岡県御前崎市佐倉	同 左
原動力の種類	原子力	同 左
周波数	60Hz	同 左
出力	4,997,000kW	4,884,000kW

## 2 変更理由

5号機については、当面の措置として、低圧タービンに圧力プレートを設置して運転することから、これに伴い、出力が113,000kW低下するため。

## 参 考

浜岡原子力発電所の各号機の発電出力は、以下のとおりとなります。

出力	変更前	変更後
1号機	540,000kW	同 左
2号機	840,000kW	同 左
3号機	1,100,000kW	同 左
4号機	1,137,000kW	同 左
5号機	1,380,000kW	1,267,000kW

※1 電気事業法第9条第2項では、「電気事業者は、第6条第2項第2号の事項に変更があったとき、又は同項第4号の事項の変更(前項に規定するものを除く。)をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。」となっています。今回は、同法第6条第2項第4号の「電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項」にあげられている「発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力」のうち、「出力」を変更することから届出をするものです。なお、同法では、経済産業大臣宛てとなっていますが、同法施行令第9条(権限の委任)に基づき、経済産業省中部経済産業局長宛てに提出します。

以 上